南阿蘇村告示７３号

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱を制定する告示を次のように定める。

令和８年７月３０日

南阿蘇村長　太田　吉浩

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出及び地域の活力の再生を図るため、地域再生法（平成17年法律第24号）第５条第１項に規定する地域再生計画に位置付けられた事業を実施する事業者に対して、同法第13条の3の規定により課税の特例を受けた寄附金であって、南阿蘇村ふるさと応援基金条例（令和７年南阿蘇村条例第23号。以下「基金条例」という。）第１条の規定により設置する南阿蘇村ふるさと応援基金（以下「基金」という。）に積み立てられたもの（以下「寄附金」という。）を財源として南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南阿蘇村補助金等交付規則（平成17年南阿蘇村規則第33号）及び基金条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第２条　補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

（１）　国内に本社及び事業実施場所を有している法人、個人事業者又は団体等であること。

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営むものでないこと。

（３）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（４）　政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第３条に規定する政治団体に該当す

るもの又は宗教法人法(昭和26年法律第126号)第２条に規定する宗教団体に該当するものでないこと。

（５） 法令又は公序良俗に反する活動等をしていないこと。

(補助対象事業)

第３条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、村が定める認定地域再生計画（地域再生法第７条第１項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載された地域再生を図るために行う事業とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象事業としない。

（１） 政治、宗教若しくは特定思想の普及又は選挙に関する事業

（２） 法令又は公序良俗に反する事業。

（３） 事業費の総額が100万円に満たない事業

（４） 前３号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適切でないと認められる事業

(補助対象経費)

第４条　補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費であって、次に掲げるもの以外のものとする。

（１） 交際費

（２） 慶弔費

（３） 親睦会費

（４） 福利厚生費

（５） 租税公課

（６） 減価償却費

（７） 寄附金

（８） 適正な時価でない額での取引に係る経費又は適正な時価でない額で計上される経費

（９） 前各号に掲げるもののほか、村長が交付対象経費として適当でないと認めた経費

(事業認定の申請)

第５条　補助対象事業者は、補助対象事業の認定を受けようとするときは、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業認定申請書(様式第１号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（１） 事業計画書(様式第２号)

（２） 収支予算書(様式第３号)
（３） 団体等の概要説明書(様式第４号)
（４） 事業内容の分かる資料
（５） 地域の同意書
（６） 法人等の定款、規約その他これに代わる書類
（７） 法人にあっては登記事項証明書、法人以外にあっては代表者の住民票の写し(申請日前３箇月以内のもの)
（８） 個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印のあるもの)
（９） 直近３事業年度の財務諸表
(10) 納税証明書(法人税、法人都道府県民税、法人若しくは個人事業税、法人市町村民税若しくは代表者個人住民税、固定資産税又は消費税及び地方消費税)
(11) その他村長が必要と認める書類

(事業の認定)

第６条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、別に定める審査会の意見を聴いた上で補助対象事業の認定の適否を決定し、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業認定・不認定決定通知書(様式第５号)により当該補助対象事業の認定の適否を当該申請した補助対象事業者に通知するものとする。ただし、村があらかじめ協定（村内における地域課題の解決及び地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会の実現を図ることを目的として村と締結したものに限る。）を締結している補助対象事業者については、前項の審査会への意見聴取を要しないものとする。

２ 前項の規定により認定を受けた補助対象事業者（以下「認定事業者」という。）は、第９条の規定により確定した寄附金の額が目標金額に達しない場合においても、当初の補助対象事業計画の変更又は縮小等により、当該補助対象事業を実施しなければならない。

(認定の取消し)

第７条 村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。
（１） 虚偽の申請により認定を受けたとき。
（２） 補助対象事業を中止し、又は廃止し、再開の見込みがないとき。
（３） 前２号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が発生したとき。

（４）　その他村長が不適当であると認めたとき。

２　村長は、前項の規定により認定を取り消したときはその旨を通知するものとする。

（寄附金の募集）

第８条　村長は、第６条第１項の規定により認定の決定をした補助対象事業について、村のホームページ等に掲載し、一定の期間、寄附金を募るものとする。

（寄附金の額の通知）

第９条　村長は、前条の寄附金の募集期間が満了し、寄附金の額が確定したとき又は目標額に達したときは、寄附金額確定通知書(様式第６号)により当該補助対象事業を実施する認定事業者にその額を通知しなければならない。ただし、寄附金の募集期間が年度を跨ぐ場合は、複数回にわけて通知するものとする。

２　村長は、前項の規定により確定した寄附金の額について、基金条例第２条の規定により予算に計上した上で、基金に積み立てるものとする。

（補助金の額等）

第10条　補助金は、寄附金に10分の9を乗じた額を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、寄附金の額が１億円を超える場合については別途協議するものとする。

２　補助金の交付期間は、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の対象期間内とする。

３　補助金の交付は、基金条例第６条の規定による基金の処分として行うものとする。

（補助金の交付申請）

第11条　第９条の通知を受けた認定事業者のうち、補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付申請書(様式第７号)に、次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

（１）　事業計画書(様式第２号)

（２）　収支予算書(様式第３号)

（３）　その他村長が必要と認める書類

２　前項の補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）

の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第12条　村長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第８号）により、速やかに当該申請事業者に通知するものとする。

２　村長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（補助対象事業の変更等）

第13条　前条の通知を受けた申請事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付変更申請書（様式第９号）に、次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の総額の20パーセントを超えない増減及び補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超えない流用増減並びに補助対象事業の目的に関係のない事業の内容の変更等の軽微な変更については、この限りでない。

（１）　変更事業計画書（様式第２号）

（２）　変更収支予算書（様式第３号）

（３）　その他村長が必要と認める書類

２　補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかにその理由及び当該補助対象事業の進捗状況を記載した書類を村長に提出し、その指示を受けなければならない。

（変更の決定）

第14条　村長は、前条の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付の内容の変更又は中止を決定し、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金変更承認・不承認決定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

２　村長は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

（遂行状況の報告）

第15条　補助事業者は、補助対象事業の遂行について、村長から要求があった場合は、速やかに南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金遂行状況報告書（様

式第11号)を村長に提出するものとする。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第16条　村長は、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命じることができる。

２　村長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助対象事業の遂行の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第17条　補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は第11条の補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金実績報告書(様式第12号)に、次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

（１）　事業実績書(様式第13号)

（２）　収支決算書(様式第14号)

（３）　その他村長が必要と認める書類

２　第11条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

３　第11条第2項ただし書に該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第15号）により速やかに村長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条　村長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金確定通知書(様式第16号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第19条　前条の通知があった補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付請求書(様式第17号)を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、村長が事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助対象事業が完了する前であっても、補助事業者の請求により、補助金の一部を概算払として交付することができる。

３　前項ただし書の規定により概算払を受けようとする補助事業者は、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金概算払請求書(様式第17号の2)に、村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

４　村長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、概算払をすべき額を決定し、当該補助事業者に通知の上、支払うものとする。

５　前項の規定により概算払をすることができる額は、第10条の規定による交付決定額に10分の9を乗じて得た額を上限とする。

６　村長は、第18条の規定により補助金の額を確定した場合において、既に概算払をした額がその確定した額を超えるときは、第21条の規定によりその超える部分の額の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第20条　村長は、補助事業者が補助対象事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるよう命ずることができる。

（１）　補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（２）　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

（３）　この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還命令)

第21条　村長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金返還命令通知書(様式第18号)により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命じるものとする。この場合において、補助事業者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補助金の執行経理)

第22条　補助事業者は、補助金の執行に当たっては南阿蘇村契約規則(平成17年南阿蘇村規則第89号)の規定を準用するものとし、かつ、補助金の経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなけ

ればならない。

（財産の管理）

第23条　補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助対象事業による取得財産等について、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上のものについては、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金取得財産等管理台帳（様式第19号）を備えて管理しなければならない。

（財産処分の制限）

第24条　補助事業者は、補助金取得財産等管理台帳に記載されたものについて、当該取得財産等の取得年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまでの期間は、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金財産処分承認申請書（様式第20号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　村長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、その旨を南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金財産処分承認通知書（様式第21号）により当該補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者から村に納付させることができる。

（その他）

第25条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年７月３０日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に特定の補助対象事業に対して寄附金を受領したものについては、第10条第１項の規定中「10分の9」とあるのは「10分の10」と読み替えるものとする。

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代 表 者 名
㊞

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業認定申請書

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第５条に基づき下記のとおり申請します。

記

１　事業の名称　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(　　事業)

２　事業概要

３　総事業費　　金　　円

４　寄附目標額　　金　　円

５　添付書類

（１）　事業計画書(様式第２号)
（２）　収支予算書(様式第３号)
（３）　団体等の概要説明書(様式第４号)
（４）　事業内容の分かる資料
（５）　地域の同意書
（６）　法人等の定款、規約その他これに代わる書類
（７）　法人にあっては登記事項証明書、法人以外にあっては代表者の住民票の写し(申請日前３箇月以内のもの)

（８） 個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印のあるもの)

（９） 直近３事業年度の財務諸表

(10) 納税証明書(法人税、法人都道府県民税、法人若しくは個人事業税、法人市町村民税若しくは代表者個人住民税、固定資産税又は消費税及び地方消費税)

(11) その他村長が必要と認める書類

様式第２号(第５条関係)

事　業　計　画　書（変更事業計画書）

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

<table>
<tr><td>１　事業の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>２　事業の種類</td><td colspan="2">□　地域特性を活かした、結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
□　地域資源を活用した安定雇用の創出を行う事業
□　南阿蘇村への新しい人の流れをつくる事業
□　未来を見据えた、生活しやすい(生活に便利な)まちをつくる事業</td></tr>
<tr><td>３　事業の目的</td><td colspan="2">【事業の目的】

【地域の課題・住民のニーズ】</td></tr>
<tr><td>４　事業の概要</td><td colspan="2">※必要に応じ資料を添付してください。</td></tr>
<tr><td>５　事業の効果</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">６　スケジュール</td><td colspan="2">※補助金交付決定後、事業開始から終了までのスケジュールを記入すること。</td></tr>
<tr><td>実施月</td><td>内容</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

7　寄附金の目標 金額	※目標金額は、100 万円以上としてください。 【目標金額】	
8　目標金額に達 成しなかった 場合の事業の 進め方	※事業計画の縮小や自己資金の投入等、事業を実施するための方法を記入してください。	
9　寄附の募集先	□　個人(ふるさと納税ポータルサイトの活用) □　企業(企業版ふるさと納税の活用) □　両方	
10　返礼品の有無	※企業版ふるさと納税は、礼状程度になります。 □　有(内容：　　) □　無	
11　寄附金の募集 形態	□　期間終了型(目標金額達成に関係なく、期間内は募集を継続) □　金額達成型(目標金額が達成次第、募集を終了)	
12　当該補助金以 外の補助金の 有無	□　有 □　無	補助金等の名称 / 補助金額
13　今後の展開	※事業完了後、どのように事業展開していくのか記載してください。	
14　特記事項	※事業内容や実施手法の特徴等、特に PR すべき事項を記載してください。	

※変更事業計画書の場合は、変更箇所に下線を引いてください。

様式第３号(第５条関係)

収　支　予　算　書（変更収支予算書）

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿

◆　収入の部

(単位：円)

区　分	予算額 (変更予算	積算内容
自己資金		
借入金		
村補助金		南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業
その他		
収入合計		

◆　支出の部

(単位：円)

区　分		予算額 (変更予算	積算内容
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
支出合計			

※欄内に記載できないときは、別途任意の用紙に記載し添付してください。

変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載してください。

様式第４号(第５条関係)

団体等の概要説明書

年　　月　　日

団体等名称				
団体の所在地		（〒　　－　　）		
代表者	ふりがな			
	氏名			
	住所			
	電話番号		携帯番号	
	E-mail			
構成員数		人（２人以上の場合は別紙会員名簿を添付してください。）		
団体等の目的				
主な活動内容				
主な活動実績		※実績のある場合のみ記載してください。		
担当者	ふりがな			
	氏名			
	電話番号		携帯番号	
	E-mail			

別紙

会　員　名　簿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	役職名	氏　名	住　所	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

様式第５号(第６条関係)

第　　号
年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者名　　様

南阿蘇村長　　印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業認定・不認定決定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった、　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(　　事業)の認定については、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり決定したので通知する。

記

１　事業名

２　決定事項　　認定　・　不認定

３　認定の条件
（１）　本認定は、補助金の交付を確定するものではありません。
（２）　補助対象となる経費は、　　年度に支出する経費とします。
（３）　この通知後、事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに連絡してください。

様式第６号(第９条関係)

第　　号
年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者名　　様

南阿蘇村長　　印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業寄附金額確定通知書

　　年　月　日付け　第　　号で事業認定した、　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(　　事業)により募集した寄附金の額について、次のとおり確定したので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第９条の規定により通知する。

記

１　事業名	年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業
２　目標額	円
３　確定額	円
４　控除額	円
５　補助金交付限度額	円
６　寄附金の受領期間	年　月　日から　　年　月　日

様式第７号(第 11 条関係)

第　　号
年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代表者名
㊞

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付申請書

　　年　月　日付け　　第　　号で事業認定した、　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(　　事業)について、補助金の交付を受けたいので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　補助対象事業等の名称

２　補助対象事業等の目的及び内容

３　補助対象事業の開始日及び完了予定日　　年　月　日～　　年　月　日

４　補助金交付申請額　　円

５　添付書類
（１）事業計画書(様式第２号)
（２）収支予算書(様式第３号)
（３）その他村長が必要と認める書類

様式第８号(第 12 条関係)

第
号
年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者名

南阿蘇村長　　印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった、　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(南阿蘇村・産官学連携協議会事業)の補助金等交付については、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第 12 条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

記

１　この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、令和　年　月　日付けで申請のあった令和８年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(南阿蘇村・産官学連携　　事業)とし、その内容は、申請書のとおりとする。

２　補助事業に要する経費並びに補助金の額及び交付日は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費　　円

補　助　金　の　額　　円

交付日	補助金の額
年　月　日	円
年　月　日	円
計	円

３　補助事業者に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。

４　補助金の交付の条件を次のとおりとする。

（１）　補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付変更申請書(様式第９号)を村長に提出し、そ

の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（２） 補助対象事業の遂行について、村長から要求があった場合は、速やかにその遂行状況を報告するものとする。

（３） 村長は、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者にその遂行等を命ずることができる。

（４） 補助対象事業が完了した日から起算して 30 日以内又は第 11 条の規定による補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金実績報告書(様式第 12 号)を村長に提出しなければならない。

（５） 村長は、補助事業者が補助対象事業の実施に当たり、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるよう命ずることができる。

（ア） 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

（イ） 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

（ウ） この補助金交付要綱の規定に違反したとき。

（６） 補助金の執行に当たっては、南阿蘇村契約規則(平成 17 年南阿蘇村規則第 89 号)の規定を準用するものとし、かつ、補助金の経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（７） 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、当該補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（８） 補助対象事業による取得財産等について、取得価格又は効用の増加価格が 10 万円以上のものについては、補助金取得財産等管理台帳(様式第 19 号)を備えて管理しなければならない。

（９） 補助金取得財産等管理台帳に記載されたものについて、当該取得財産等の取得年度から減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で定めている耐用年数を経過するまでの期間は、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第 20 号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(10) 補助事業者が取得財産を処分することにより、収入があると認められる場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者から村に納付させることができる。

(11) この交付の決定に不服がある場合は、この通知を受領した日から起算して 15 日以内に申請の取下げをすることができる(南阿蘇村補助金等交付規則(平成

17 年南阿蘇村規則第 33 号)第８条)。

様式第９号(第 13 条関係)

年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代表者名
㊞

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付変更申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金(　　事業)について次のとおり変更したいので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第 13 条第１項の規定に基づき申請します。

記

１　補助事業の名称

２　補助金交付申請額　変更前の額　金　　円
　　変更後の額　金　　円

３　変更の理由及び内容

４　添付書類
（１）変更事業計画書(様式第２号)
（２）変更収支予算書(様式第３号)
（３）その他村長が必要と認める書類

様式第10号(第14条関係)

第　　号
年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者名　　様

南阿蘇村長
印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金
変更承認・不承認決定通知書

　　年　月　日付けで申請のあった　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金(　　事業)の変更については、下記のとおり決定したので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知する。

記

1　決定事項　　決定(内容の変更)・不承認

2　変更前の交付決定額　金　　円

3　変更後の交付決定額　金　　円

4　変更の内容　　補助金交付変更申請書に記載のとおりとする。

様式第11号(第15条関係)

年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代表者名
㊞

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金遂行状況報告書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定された　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金(　　事業)について、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、報告します。

記

1　補助対象事業に要する費用　　円

2　支出済額　　円

支出済額の根拠となる資料、事業進捗が確認できる資料を添付すること

様式第12号(第17条関係)

年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代表者名
㊞

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金実績報告書

　　年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(　　事業)が完了しましたので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第17条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1　補助事業等の名称

2　補助事業の完了年月日　　年　月　日

3　補助金の交付決定額　金　　円

4　添付書類

（1）　事業実績書(様式第13号)

（2）　収支決算書(様式第14号)

（3）　南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金取得財産等管理台帳(様式第19号)を作成した場合は、その台帳の写し

（4）　その他村長が必要と認める書類

様式第13号(第17条関係)

事　業　実　績　書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　事業の名称	
２　事業の種類	(南阿蘇村まち・ひと・しごと創生総合戦略に当てはまる事業)
３　事業の目的	【事業の目的】 【地域の課題・住民のニーズ】
４　事業の成果	【事業内容】 【成果・実績】 【実施状況の説明(写真等)】
５　今後の展開	

様式第14号(第17条関係)

収　支　決　算　書

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◆　収入の部

(単位：円)

区　分	決算額	予算額	決算内容
自己資金			
借入金			
村補助金			
その他			
収入合計			

◆　支出の部

(単位：円)

区　分		決算額	予算額	決算内容
補助対象経費				
	小計			
補助対象外経費				
	小計			
支出合計				

※欄内に記載できないときは、別途任意の用紙に記載し添付してください。

全ての経費に係る支出が確認できる書類(領収書等)を添付してください。

様式第 15 号(第 17 条関係)

年　　月
日

南阿蘇村長　　様

所在地
(申請者)　団体名
代 表 者
㊞

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金消費税等仕入控除税額報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付確定通知のあった、　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金の　　事業について、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

１．補助対象事業名
２．補助金の額の確定額　　金　　円
(　　年　　月　　日付け　　第　　号による額の確定通知額)
３．補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額　　金　　円
４．消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金　　円
５．補助金返還相当額（４の金額から３の金額を減じて得た額）　金　　円

添付書類
１．４の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳
２．課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
３．同上　付表２　課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し
４．その他村長が必要と認める書類

様式第16号(第18条関係)

第　　号
年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者名　　様

南阿蘇村長
印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金確定通知書

　　年　月　日付けで実績報告のあった　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(　　事業)について、次のとおり補助金等の額を確定したので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第18条の規定により通知します。

記

交付決定年月日	年　月　日
交付決定番号	第　　号
補助事業の名称	年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業(　　事業)
補助金の交付決定金額	金　　円

補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	金　　円
補助金の交付確定金額	金　　円

様式第17号(第19条関係)

年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代表者名
印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付請求書

年　月　日付けで補助金等の交付決定通知のあった次の事業について、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第19条の規定により補助金等の交付を請求します。

記

交付決定年月日	年　月　日
交付決定番号	第　　号
補助事業の名称	年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業 (　　事業)
補助金の交付決定金額	金　　円
補助金の交付確定金額	金　　円
補助金の既交付年月日及び金額	年　月　日 金　　円
今回交付請求額	金　　円
未交付金額	金　　円

様式第17号の2(第19条関係)

年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代表者名

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金概算払請求書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金(　　事業)について、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第19条第3項の規定により、概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1　補助事業の名称

2　補助金の交付決定額　　円

3　既に概算払を受けた額　　円

4　今回請求する概算払の額　　円

5　事業の進捗状況及び資金を必要とする理由

6　添付書類　村長が必要と認める書類

様式第18号(第21条関係)

第　　号
年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者名　　様

南阿蘇村長
印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金返還命令通知書

　　年　月　日付け　　第　　号で交付決定した　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金(　　事業)に係る交付額について、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第21条の規定に基づき、金　　円の返還を命じます。

様式第19号(第23条関係)

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金取得財産等管理台帳

財産の区分	財産名	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	備考

様式第20号(第24条関係)

年　　月　　日

(あて先)南阿蘇村長

住　　所
名　　称
代表者名
印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金財産処分承認申請書

年　月　日付け　　第　　号で交付決定した、　　年度南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金(　　事業)で取得した財産を処分したいので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1　処分する財産の名称

2　処分の理由及び内容

3　添付書類

処分する財産の南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金取得財産等管理台帳(様式第19号)の写し

(注)　処分する財産の名称の欄には、財産の所在地等も記載すること。処分の理由及び内容の欄には、処分の種類、処分の相手方、処分の対価等も記載すること。

様式第21号(第24条関係)

第　　号
年　　月　　日

住　　所
名　　称
代表者名　　様

南阿蘇村長　　印

南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金財産処分承認通知書

年　月　日付けで承認申請のあった下記財産の処分については、適正と認められるので、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱第24条第２項の規定に基づき、通知する。

１　処分する財産の名称

２　処分の内容